



# おくのえいこ 県政報告

明日に向かって  
えいこちゃん！

Vol.19

平成29年6月発行

発行：自由民主党  
富山県議会議員会

# ごあいさつ

入梅の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

過日5月28日、天皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、魚津市の魚津桃山運動公園をメイン会場に「第68回全国植樹祭」が開催されました。全国植樹祭は、国土の緑化運動を国民運動として広げたいことと昭和25年から毎年行われているもので、富山県での開催は、昭和44年の第20回以来、48年ぶりとなりました。

植樹祭では、天皇陛下が、富山県で開発した優良無花粉スギ「立山森の輝き」やコシノヒガンなどを、皇后陛下がコシノフユザクラやキタコブシなどをお手植えされました。

これを契機に、森林や里山の再生をはじめ、自然環境の保全に対する機運が一層高まることを期待します。

また4月に実施された富山市長選挙、市議会議員選挙におきまして、自民党公認候補者へのお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

県議会も任期の折り返しを迎え、私は引き続き、会派の政務調査会副会長を務めることとなりました。議会活動はもちろんのこと、党務についても邁進して参ります。

末筆ながら、暑い日が続いておりますので、ご自愛ください。

富山県議会議員

奥野 侖子

平成29年2月定例会 3月7日 一般質問(抜粋)

県財政について

PICK UP

県は、北陸電力や関西電力の株を多数保有しており、それらを原資に基金事業や歳入予算を計上している。

北陸電力が発表した2017年3月期の業績予想は、5年ぶりの赤字、さらに37年ぶりに株の配当が減額となり、年間では1株当たり35円となる。また関西電力は2012年3月期を最後に無配当となっている。

Q. 北陸電力の株の配当金を原資とする基金事業や特別会計の新年度歳入予算は、毎年年間1株当たり50円で算出しており、新年度についてすでに50円で算出しているが、35円となった場合、当該基金事業に生じる影響と、一般財源による補てん等、新年度予算での対応について伺う。

経営管理部長

A. 最終的には、6月の株主総会で期末配当額が決定されることから、平成29年度予算案では、前年度と同額で計上した。発表通りの配当となれば、県が受け取る配当額は期末配当分だけで、約1億7千万円の減額となる。予算編成の過程で、必要性や事業効果等を厳しく判断しており、今後、配当金の減少が確定した場合には、一般財源等、他の財源の活用等も検討し、事業が適切に執行できるよう対応したい。



安全安心なまちづくりについて

PICK UP

国では、高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児等、特に配慮が必要となる方々を「要配慮者」、要配慮者の中でも災害時に自ら避難することが困難で、支援が必要な方を「避難行動要支援者」と位置付けている。

国は平成25年、災害対策基本法の改正において、市町村に対し、避難行動要支援者名簿の作成を義務付け。指針では、避難行動要支援者のうち、希望者や同意のある方に対しては、市町村が、避難に係る個別計画を策定するよう指示しており、災害時に支援を行う者、支援の留意点、支援の方法や避難場所、避難経路等、具体的な支援方法を記録することとしている。

Q. 避難行動要支援者等の名簿作成と個別計画の策定について、現状とその必要性について伺う。また未達の市町村に対し、今後どのように指導していくのか、併せて伺う。

厚生部長

A. 現在、県内全市町村において避難行動要支援者名簿は作成済みであり、約5万6千人が掲載されている。なお個別計画の策定状況は、個別計画の必要な方約2万5800人のうち、9400人に留まっている。

県では新年度、研修会の開催時に、具体的な事例の紹介等を通じ、市町村に対して早急に至る個別計画を策定できるよう働きかけたい。



**Q.** 要配慮者を対象とした福祉避難所の指定状況と、今後の指定見込みについて問う。また現段階で要配慮者やその家族を避難させるのに十分な数に達しているのか、併せて問う。



**厚生部長**  
**A.** 現在、県内168か所の高齢者施設や障がい者施設等が指定されており、平成28年度末には181か所が指定される見込みであるが、福祉避難所の充足率については、国のガイドラインでも明確な基準がない。

一般の避難所の中に福祉避難スペースを設ける等、状況に応じて様々な方法で積極的に福祉避難所機能を確保し、要配慮者が設備や体制が整った避難所に避難できるよう、市町村とともに取り組みたい。なお、福祉避難所の受け入れ人数について、市町村で現在把握できているのは約4700人であるが、把握していない市町村もあり、考え方も異なることから、今後精査していきたい。

**PICK UP**

**災害時、国はペットと飼い主の同行避難を重要課題としている。** 環境省の「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケア、また被災動物を放浪状態のまま放置することで、野犬化した犬が住民に危害をもたらす恐れがあること、不妊去勢措置がなされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖すると、従来の生態系や野生動物へ影響を与える恐れがあること、等から同行避難を進めよう。

またペットの救護対策は、防災業務計画および防災計画において、重点を置くべき事項とされており、被災したペットの保護收容のための体制整備や避難場所における收容と適正な飼育、また伝染病予防上必要な措置や飼料の調達・分配の方法に関する計画の策定が必要とされている。

**Q.** 熊本地震の際にはペットの同行・同伴避難については、避難所に入れない等の課題が数多く報告されたが、災害時のペット救護対策の必要性について、所見を問う。

**厚生部長**  
**A.** 災害時におけるペットの救護対策は重要であると認識しており、平成26年度から、関係市町村や県獣医師会等と連携し、県の総合防災訓練においてペットの同行避難訓練等を実施してきた。受付後の一時預り時に落ち着きがなくなったり、吠えたりすること、ノミやダニの対策の必要性がわかったほか、平成28年度は一般県民の参加もあり、成果があったと考えている。今後も飼い主とペットが円滑に避難できるようペットの救護対策に取り組みたい。

**Q.** ペットの救護対策について、本県の計画策定の現状と今後の取り組みについて、問う。

**厚生部長**  
**A.** 平成26年に改定した県動物愛護管理推進計画において、災害時の救護体制の整備およびマニュアルの作成を図るとしている。今後、東日本大震災や熊本地震等の教訓を十分踏まえるとともに、同行避難訓練で得られた課題等も整理し、県獣医師会や動物愛護団体等をメンバーとする検討会を設置し、動物救護体制の構築や避難所を運営する市町村の参考となるマニュアル作成に取り組みたい。

**Q.** 県警察にサイバー犯罪対策課が新設されたが、サイバー犯罪の定義と今後の取り組みについて、問う。

**警察本部長**  
**A.** サイバー犯罪の検挙件数および相談件数は、昨年過去最高になる等、サイバー空間の脅威は日々深刻化している。サイバー犯罪等には、時間的、場所的制約がなく、目に見えない。サイバー犯罪対策課では、関係機関等との情報交換、セキュリティ意識の低い子供や高齢者等の被害防止に向け、広報活動等に取り組む。またIoT導入等、第4次産業革命の到来を見据え、機密情報や個人情報盗まれれば、企業経営にも多大な影響が出ることから、職員の能力の底上げのほか、専門技能を有する職員の採用等の推進にも取り組む。

少子化対策について

PICK UP

県では全国に先駆けて、平成27年度から「不育症治療研究事業」を実施し、不育症の課題解決のための研究を進めるとともに、患者の検査・治療費の一部を「被験者協力金」として助成してきた。

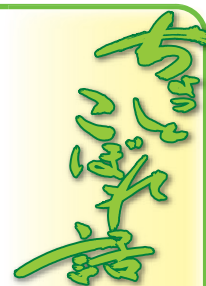
県は平成29年度より、不育症治療費助成制度の新設を決定。すでに市町村として助成をしてきた、また新たに創設する市と町については、県と連携し制度を運用していくが、現在未定の市と町の患者への対応も必要と考える。  
\*不育症：習慣性流産

**Q. 新年度より新設される不育症治療費助成制度について、県の制度化により居住する市町村によって不利益が生じないよう対処する必要があると考えるが、今後どのように対応していくのか、所見を問う。**

知事

**A.** 検査・治療ガイドラインの案が概ねまとまり、県内関係者間での意見の共有やピアカウンセリングの人材養成が進んだといった成果を踏まえ、支援を大幅に拡充するため、平成29年度から不育症治療費助成制度を創設する。

助成については、4市町が未定としているが不育症治療の重要性や効果を丁寧に説明し、制度が創設されるよう働きかけます。補正予算で対応された場合には、県の助成制度を年度当初にさかのぼって適用する等、柔軟に対応したい。



5月3日の憲法記念日、安倍晋三自民党総裁が憲法改正に言及したことで、憲法改正に向けた議論が加速しています。

我が自由民主党は、昭和30年の立党に当たり、6つの使命を挙げています。そのうちのひとつが、憲法改正であり、「現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備を強力に実行し、もって国民の負託に応えんとするもの」と記されています。

現行憲法施行から70年、我が党立党から62年目を迎え、ようやく議論が本格化し、また衆議院、参議院ともに改憲勢力が三分の二の議席を有することで、憲法改正の発議ができる環境が整いました。

憲法改正については、皆さんの中にも期待と不安があると思いますが、最終的に憲法改正は国民投票によって決します。

これからは国民的議論の中で、私たちの憲法のどこに問題があるのか、そして、未来に向けて私たちの日本をどのようにしていきたいのか、日本の限らない発展のために、皆さんと共に考えていきたいと思っています。

2月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/>

6月議会では、6月23日(金)10:00～  
予算特別委員会にて質問いたします。  
ケーブルテレビ、インターネットで視聴いただけます。

ホームページ <http://www.okunoeiko.jp/> ぜひご覧ください。

Facebook 友達リクエストの際にはメッセージと一緒に送って頂くようお願いいたします。

Twitter 本人アカウント 奥野詠子(@Eiko\_Okuno) 後援会アカウント 奥野詠子県議 後援会 詠桜会(@eioukai)

連絡先

富山県議会自民党控室

議員事務所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

〒939-8073 富山市大町2-8-2

TEL 076(431)5244 FAX 076(441)8421

TEL 076(420)3530 FAX 076(420)3536

E-mail: [okuno.eiko@lime.plala.or.jp](mailto:okuno.eiko@lime.plala.or.jp)